

令 和 7 年

上砂川町議会会議録

第3回 定 例 会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 令和7年第3回定例会

#### 第 1 号（9月9日）

議事日程	3
会議録署名議員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員指名について	5
会期決定について	5
諸般の報告	5
伊藤充章の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果報告	6
例月出納検査結果報告（6・7月分）	6
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	7
同意第 2 号 教育長の任命につき同意を求めることについて（同意）	7
議案第 30 号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第 31 号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	10
議案第 32 号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第 33 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	12
議案第 34 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	12
議案第 35 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	12
議案第 36 号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）	14
議案第 37 号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）	16
認定第 1 号 令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	17
認定第 2 号 令和6年度上砂川町水道事業会計決算認定について	17
認定第 3 号 令和6年度上砂川町下水道事業会計決算認定について	17
決算特別委員会設置及び付託について	19
報告第 3 号 令和6年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について（報告済）	20

休会について	22
散会の宣告	22
第 2 号 (9月11日)	
議事日程	24
会議録署名議員	24
開議の宣告	25
会議録署名議員指名について	25
一般質問	25
笛木 笑子	25
教育次長 齊藤 修実	26
町長 奥山 光一	26
小澤 一文	27
教育次長 齊藤 修実	28
建設環境課長 内野 博之	28
教育長 飯山 重信	30
町長 奥山 光一	30
議案第30号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	31
議案第31号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	31
議案第32号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	31
議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について（原案可決）	31
議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について（原案可決）	31
議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について（原案可決）	31
議案第36号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）（原案可決）	31
議案第37号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）（原案可決）	31
認定第1号 令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について（認定）	35
認定第2号 令和6年度上砂川町水道事業会計決算認定について（認定）	35
認定第3号 令和6年度上砂川町下水道事業会計決算認定について（認定）	35
調査第3号 所管事務調査について（許可）	36
派遣第2号 議員派遣承認について（承認）	36
追加日程について	36
意見書案第3号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（原案可決）	37
閉会の宣告	39

## 出 席 議 員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9. 9	9. 11
1	石 田 浩 二	○	○
2	藏 根 高 史	○	○
3	笛 木 笑 子	○	○
4	小 澤 一 文	○	○
5	越 前 等	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○
7	吉 川 洋	○	○
8	高 橋 成 和	○	○

説明のため出席した者

役職名	氏名	3定	
		9.9	9.11
町長	奥山光一	○	○
副町長	林智明	○	○
教育長	飯山重信	○	○
監査委員	横林典夫	○	○
監査事務局長	谷禎規	○	○
総務課長	鷺尾仁志	○	○
企画課長	山崎数浩	○	○
建設環境課長	内野博之	○	○
建設環境課技師長	鈴木健一	○	○
住民課長	佐藤利哉	○	○
会計管理者	浅利基行	○	○
福祉課長	戸田晋一	○	○
医療保険担当課長	沼明仁	○	○
健康推進課長	林孔美	○	○
教育次長	齊藤修実	○	○

事務局職員出席者

職名	氏名	3定	
		9.9	9.11
議会事務局長	谷禎規	○	○
総務係長	齊藤弥生	○	○

令和7年

上砂川町議会第3回定例会会議録（第1日）

9月9日（火曜日）午前10時00分 開会  
午前11時01分 散会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
9月9日～9月11日  
3日間
- 第 3 諸般の報告  
1) 議会政務報告  
2) 空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告（伊藤議員）  
3) 石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果報告（議長）  
4) 例月出納検査結果報告（6・7月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第2号 教育長の任命につき同意を求めることがあります。  
※ 同意第2号は、即決とする。
- 第 7 議案第30号 上砂川町議會議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第31号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第32号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第11 議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第12 議案第35号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第13 議案第36号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第37号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）  
※ 議案第30号～第37号は、提案理由・内容説明までとする。
- 第15 認定第1号 令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第16 認定第2号 令和6年度上砂川町水道事業会計決算認定について

第17 認定第3号 令和6年度上砂川町下水道事業会計決算認定について

※ 認定第1号～第3号は、認定に付すべき理由・内容説明までとする。

第18 決算特別委員会設置及び付託について

第19 報告第3号 令和6年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

---

○会議録署名議員

7番 吉川洋 1番 石田浩二

---

### ◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。  
理事者側につきましては、全員出席しております。  
定足数に達しておりますので、令和7年第3回上砂川町議会定例会は成立了しました  
ので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、吉川副議長、1番、石田議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月11日までの3日間にしたいと思いま  
すが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から9月11日までの3日間に決定いたしました。  
なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございま  
す。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 次、日程第3、諸般の報告を行います。  
議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付して  
いるところがございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。  
次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。伊藤議員。

○6番（伊藤充章） 令和7年空知中部広域連合議会第2回定例会が開催されましたので、  
ご報告いたします。

日時は、令和7年8月26日火曜日午後4時から。  
場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でござ  
ります。

議件といたしましては、議案第1号 令和7年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和7年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）、議案第3号 令和7年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）、議案第4号 令和7年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）、議案第5号 空知中部広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第7号 北海道市町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について、議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、認定第1号 令和6年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和6年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和6年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和6年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

結果でございますが、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決、認定されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果報告について私から行います。

令和7年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和7年6月25日水曜日、午後3時30分から。

場所につきましては、滝川市議会議場でございます。

議件といたしましては、選挙第1号 副議長の選挙について、議案第1号 副組合長の選任について。

結果でございますが、副議長に赤平市議会木村恵副議長が当選され、副組合長に滝川市中島純一副市長が選任されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6月、7月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和7年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段報告申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元

に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願いまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 以上で町長行政報告を終わります。

---

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和7年第2回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、全国学力・学習状況調査の結果につきましてご報告申し上げます。

資料ナンバー1を併せてご参照願います。全国学力テストにつきましては、本年度は4月17日に小学6年生を対象に国語、算数及び3年ぶりとなる理科の3教科、中学3年生を対象に国語、数学及び小学校と同様に理科の3教科で実施されました。

本町の調査結果につきましては、昨年度の調査においては小学校、中学校ともに全教科で全国、全道平均を下回る結果となりました。本年度も全国、全道平均を下回り、平均との差についても前年度は改善傾向にあったものの、さらに広がったところです。今回のテストでの課題点としては、小学校の国語においては自分の考えを表現する力、算数においては必要な情報を選択する力などに課題があり、中学校の国語においては自分の考えを書き出す力、数学においては数学的な表現を用いて説明することなどに課題が見受けられました。

また、学力テストに併せて実施された児童生徒の実態を把握するアンケート調査において、ふだん1日当たりどのくらい家で勉強するのかとの問い合わせに、小学校では30分未満とする児童の割合は全国平均18.6%に対し、当町では62.5%、中学校では全国平均19.0%に対し、当町では72.7%となっており、家で多くの児童生徒は勉強をしていない実態が判明いたしました。

教育委員会としては、各学校長に対し、将来につながる資質、能力を身につけるために教科担当や担任だけに任せることではなく、自分で考え判断し、行動できる人材が育つよう学校全体で支援方法や授業改善を行いながら課題点を補うよう指示をしています。あわせて、公設学習塾についての指導方法の再検討を要請し、よりよい学習環境の構築に努めてまいります。いずれにしましても、引き続き関係機関や家庭と連携しながら上砂川町の子供たちの自立に向けた学びの構築などに努めてまいりますことを申し上げ、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

---

#### ◎同意第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、同意第2号 教育長の任命につき同意を求めるに

について議題といたします。

ここで慣例により、飯山教育長の退席をお願いいたします。

[教育長 飯山重信 退場]

○議長（高橋成和） それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第2号 教育長の任命につき同意を求めるについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といましましては、現教育委員会教育長、飯山重信氏が令和7年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を本町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、[REDACTED] 氏名、飯山重信。生年月日、[REDACTED]。職業、[REDACTED]。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 教育長の任命につき同意を求めるについては、同意することに決定いたしました。

それでは、飯山教育長の入場をお願いいたします。

[教育長 飯山重信 入場]

○議長（高橋成和） ここで教育長に任命されました飯山教育長からご挨拶をいただきます。

○教育長（飯山重信） 一言ご挨拶申し上げます。

本会議開催の中、貴重な時間を割いていただきまして感謝申し上げます。ただいま教育長としての任命につきましてご同意いただきましたこと、誠にありがとうございます。また、改めてその重責を痛感し、身の引き締まる思いです。これから3年間、少子化が進む当町において、義務教育が展開される小学校、中学校の在り方や学力向上など教育行政課題が山積する中、教育行政の代表として教育委員をはじめ、議會議員の皆様や学校、保護者、地域の

皆様、町職員の皆様と連携をし、教育振興に努めてまいる所存でございます。

甚だ簡単でありますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

---

### ◎議案第30号

○議長（高橋成和） 次、日程第7、議案第30号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第30号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といしましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に係る経費の公費負担の限度額が引き上げられたため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示により議案第30号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、公職選挙法施行令の一部が改正され、昨今における物価の高騰、変動等に鑑み、選挙運動におけるビラ及びポスターの作成に要する経費の限度額が引き上げられこととなったことから、本町においても次回の選挙から選挙経費の公費負担を引き上げるため、関係条項を改正するものでございます。

資料ナンバー2-1を御覧ください。本条例で規定する公費負担の上限額のうち、選挙運動用自動車の使用につきましては改定ございませんが、選挙運動用ビラの作成単価は7円73銭を8円38銭に、ポスターの作成単価は541円31銭を586円88銭に改定することとなります。これによりポスターにつきましては、企画費の5万990円を合わせますと1枚当たり作成単価2,430円が2,475円となるものであります。

また、本施行令においては選挙運動に係る実費弁償及び報酬の額につきましても金額を引き上げる内容でありますことから、上砂川町選挙事務取扱規定、こちらは議案として上程するものではございませんが、資料ナンバー2-1の下段に記載のとおり選挙運動に従事するものにつきまして航空賃を新たに規定するとともに、宿泊料は1夜につき1万2,000円を2万3,000円に改定するほか、弁当料や茶菓料、報酬を、また選挙運動に使用する労務者

につきまして宿泊料を改定する内容となっております。

なお、条例本文の改正箇所につきましては資料ナンバー2—2、新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。3ページをお開き願います。上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例(令和2年上砂川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第31号

○議長（高橋成和） 次、日程第8、議案第31号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書4ページを御覧願います。ただいま上程されました議案第31号上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、基幹業務システムの標準化移行に伴い、本条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示によりまして、議案第31号について内容の説明をいたします。

本条例の改正につきましては、基幹業務システムの標準システムへの移行により可能となる府内連携事務を追加規定するものでございます。資料ナンバー3の条例新旧対照表を御覧ください。別表2は、府内連携事務について規定しておりますが、今回標準システムへ移行することにより新たに府内連携事務として自立支援給付の支給など13事務を追加規定するものでございます。このことにより、住民の方が提出する書類等が不要になるなど申請時の負担軽減につながるものでございます。

あわせて、別表第1の4の項は、住登外者宛名番号管理機能はどういうものか詳細を新たに規定するものであります。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第32号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、議案第32号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書9ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第32号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、公務員の仕事と生活の両立支援の拡充が図られることに伴い、本町の条例に規定する関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいりますが、条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げにつきましては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鶴尾仁志） それでは、ご指示によりまして、議案第32号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、仕事と生活の両立支援を拡充するため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、本年10月1日から施行されることに伴い、本町で規定している各条例の関係条項を改正するものでございます。

具体的には、職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方ができるよう育児休業条例においては現行1日2時間の範囲内で取得できる育児時間に加え、新たに1年に10日の範囲で1日当たりの時間数に上限なく取得できる育児時間を追加し、職員がいずれかを選択できるようになります。また、勤務時間条例においては妊娠、出産時や育児期の職員へ面談等による両立支援制度の周知や制度利用、働き方の意向聴取、聴取内容への配慮を義務づけるなど、職員が仕事と生活の両立ができるよう支援する規定を追加するものでございます。

また、育児休業条例におきましては、今回の法改正に合わせ、国が示す標準比例に沿うよう文言修正を行っております。

条例の変更箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー4の新旧対照表をご参照願います。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第33号 議案第34号 議案第35号

○議長（高橋成和） 次に、日程第10、議案第33号から日程第12、議案第35号は関連がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてと、日程第11、議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について並びに日程第12、議案第35号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書14ページをお開き願います。ただいま一括上程されました議案第33号、議案第34号及び議案第35号について提案理由を申し上げます。

初めに、議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

続きまして、議案書16ページをお開き願います。議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

続きまして、議案書18ページをお開き願います。議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するものとする。

提案理由といたしましては、いずれの議案とも江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、規約の変更について協議するため議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願ひいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） ご指示により議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものであります。内容につきましては、提案理由にございますとおり江差町・上ノ国町学校給食組合が解散し、それぞれの組合から脱退したことに伴いまして、規約の関係条文を改めることについて構成する各自治体の議会の議決を求めるものであります。

なお、規約本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー5から資料ナンバー7の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書15ページをお開き願います。初めに、議案第33号でございます。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）、一部事務組合及び広域連合の表、檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案書17ページ、議案第34号でございます。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1、檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

続きまして、議案書19ページ、議案第35号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第36号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、議案第36号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第36号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,710万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,700万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林智明） それでは、議案第36号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税300万円の追加で、19億500万円となります。

1項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金736万円の追加で、2億7,881万7,000円となります。

2項国庫補助金721万4,000円の追加で、1億655万4,000円となります。

3項国庫委託金14万6,000円の追加で、82万6,000円となります。

17款寄附金300万円の追加で、1,010万円となります。

1項寄附金、同額であります。

18款繰入金1億円の追加で、1億7,250万円となります。

1項基金繰入金、同額であります。

19款繰越金374万円の追加で、5,030万7,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が1億1,710万円の追加で、36億2,700万円となります。

次ページであります。2、歳出、2款総務費1,040万円の追加で、6億8,903万8,000円となります。

1項総務管理費571万7,000円の追加で、5億6,428万4,000円となります。

2項徴税費453万7,000円の追加で、1,431万7,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費14万6,000円の追加で、9,833万円となります。

7款商工費1億540万円の追加で、1億7,273万8,000円となります。

1項商工費、同額であります。

10款教育費130万円の追加で、2億2万4,000円となります。

2項小学校費130万円の追加で、6,165万8,000円となります。

歳出合計が1億1,710万円の追加で、36億2,700万円となります。

事項別明細書7ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項1目一般管理費34万4,000円の追加は、令和7年度税制改正に伴う人事給与システム改修費の追加であります。

9目諸費123万8,000円の追加は、障害者医療等国・道支出金の精算返還金の追加であります。

10目町民センター管理費19万9,000円の追加は、当初予算に計上していたエレベーターワイヤ修繕に係る工事費増に伴う追加であります。

11目地域振興費66万円の追加は、企業版ふるさと納税のPRを民間事業者に委託するために追加するものであります。

12目地域おこし協力隊事業費327万6,000円の追加は、本年8月1日付で採用した地域おこし協力隊に係る経費の追加で、1節報酬180万5,000円、3節職員手当等8万9,000円、4節共済費28万7,000円、10節需用費15万円、13節使用料及び賃借料は9月1日付で採用した協力隊員の住宅料も含め2名分、94万5,000円を追加するものであります。

次ページであります。2項2目賦課徴収費453万7,000円の追加は、医療保険の保険料と併せて徴収する子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設されることから、国民健康保険及び後期高齢者医療制度のシステム改修費として425万1,000円、令和7年度税制改正に伴う税システム改修費として286万円追加するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費14万6,000円の追加は、令和7年度税制改正に伴う年金生活者支援給付システム改修費の追加であります。

7款1項1目商工振興費540万円の追加は、商工会議所が実施するプレミアム付商品券発行事業助成金540万円の追加で、商品券は1万2,000円の商品券を1万円で2,500セット販売するもので、1世帯最大5セットまでとし、販売時期は11月中旬を予定しており、2目企業開発費1億円の追加は、マイクログラス社が新たにレーザー研磨機の導入とブレード部の替え刃加工機のプラズマ窒化装置の増設など3億円を超える設備投資をすることから、限度額の1億円を助成するものであります。

10款2項1目学校管理費130万円の追加は、熱源真空ボイラ等修繕費の追加であります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税300万円の追加は、協力隊に係る特別交付税の追加であります。

14款2項1目総務費補助金721万4,000円の追加で、7,146万円となります。

1節総務管理費補助金425万1,000円の追加は歳出同額を計上するもので、2節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金296万3,000円をプレミアム商品券発行事業に充当するものであります。

3項2目民生費委託金14万6,000円の追加は、歳出同額を追加するものであります。

17款1項1目寄附金300万円の追加は、企業版ふるさと納税の追加であります。

18款1項1目基金繰入金1億円の追加は、産業振興基金を歳出同額繰入れするもので、19款1項1目繰越金374万円の追加は、前年度繰越金の計上であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第37号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、議案第37号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第37号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

（総則）

第1条 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款資本的収入、既決予定額4,530万円、補正予定額70万円の追加、計4,600万円。

第1項企業債、4,080万円、70万円の追加、4,150万円。

支出、第1款資本的支出、7,528万4,000円、70万円の追加、7,598万4,000円。

第1項建設改良費4,530万円、70万円の追加、4,600万円。

次ページでございます。

(企業債)

第3条 予算第5条に定めた簡易水道等施設整備事業の限度額「880万円」を「950万円」に改める。

令和7年9月9日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願ひいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第37号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入70万円の追加で、4,600万円となります。

1項企業債70万円の追加で4,150万円となります。

1目企業債、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出70万円の追加で、7,598万4,000円となります。

1項建設改良費、70万円の追加で、4,600万円となります。

1目簡易水道等施設整備費70万円の追加で、1,400万円となります。

事項別明細書4ページ、資本的支出でございます。資本的支出、1款1項1目簡易水道等施設整備費70万円の追加は、当初予算に計上しておりました浄水場充電設備設計業務委託経費に係る変圧器の省エネ基準が見直しされたことによる設計費の追加であります。

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、1款1項1目企業債70万円の追加は、設計費の増額に伴う借入予定額の追加であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎認定第1号 認定第2号 認定第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第15、認定第1号から日程第17、認定第3号につきましては関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15、認定第1号 令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第16、認定第2号 令和6年度上砂川町水道事業会計決算認定について、日程第17、認定第3号 令和6年度上砂川町下水道事業会計決算認定について一括議題とい

いたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書20ページをお開き願います。ただいま一括上程されました認定第1号、認定第2号及び認定第3号について認定に付す理由を申し上げます。

初めに、認定第1号 令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけ認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけ議会の認定に付すものであること。

続きまして、21ページでございます。次に、認定第2号 令和6年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

令和6年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけ認定に付する。

次に、22ページをお開き願います。認定第3号 令和6年度上砂川町下水道事業会計決算認定について。

令和6年度上砂川町下水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけ認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、認定第2号、認定第3号ともに地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示によりまして、認定第1号から認定第3号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております令和6年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページをお開き願います。令和6年度上砂川町各会計決算につきまして、一般会計予算是、第7期総合計画に基づき、経費の縮減を図りつつ、限られた財源の有効かつ効率的運用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに重点を置き、将来にわたり安心して暮らせる町づくりに向けた予算編成により、予算額は34億4,634万円となったものであります。予算額に対する執行状況は、歳入では34億113万5,000円で98.7%の収入率、歳出は32億8,789万7,000円で95.4%の執行率となっております。令和6年度におきましても特別職の人事費を町長20%、副町長、教育長10%の削減を継続したところであります。積立金、基金につきましては、誘致企業助成金や民間賃貸住宅建設費補助

金等に1億9,842万円を取り崩しましたが、ふるさとづくり基金や教育施設整備基金等へ3,139万1,000円を積み立てたことから、令和6年度末基金残高は18億3,291万2,000円となつたところであります。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率は、令和5年度では臨時財政対策債を含め86.4%でしたが、経常的一般財源に係る人件費、物件費が増加したことにより令和6年度では2.9ポイント増の89.3%となりました。財政力指数につきましては、過去3か年間平均で10.9%と自主財源の割合が低く、地方交付税などに大きく依存している状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

財政健全化判断比率につきましては、この後報告第3号にて説明をさせていただきますが、全て国の示す基準値以下となっているものでございます。

次ページに参ります。特別会計、企業会計であります。各会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、令和6年度決算においても赤字の特別会計、企業会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算につきまして、一般会計では、歳入が34億113万5,000円、歳出で32億8,789万7,000円となり、差引き1億1,323万8,000円となりました。特別会計と企業会計を合わせた4会計では、合計で歳入が6億6,938万1,000円、歳出で6億6,928万5,000円となり、差引き9万6,000円となりました。全会計の合計で40億7,051万6,000円の収入に対し、39億5,718万2,000円の歳出で、差引き1億1,333万4,000円となったところであります。

3ページ、4ページに各会計決算の内容をまとめてありますので、後ほど御覧いただきたくお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で認定第1号から認定第3号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（高橋成和） 次、日程第18、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定及び認定第2号 令和6年度上砂川町水道事業会計決算認定並びに認定第3号 令和6年度上砂川町下水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第3号については、6名で構成する決算特別委員会を設

置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります小澤議員を除く全議員を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することとなっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には笛木議員、副委員長には藏根議員を指名いたします。

お諮りいたします。決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでございますので、ご参照願います。

---

### ◎報告第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第19、報告第3号 令和6年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書23ページを御覧願います。ただいま上程されました報告第3号 令和6年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について報告理由を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和6年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告する。

令和7年9月9日、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいいたします。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷺尾総務課長。

○総務課長（鷺尾仁志） それでは、ご指示により、報告第3号について内容の説明をいたします。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告をするものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、会計での実質収支は1億1,018万8,000円の黒字決算となっており、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、こちらについてもゼロとなっております。

実質公債費比率ですが、前年と同率の5.5%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、令和6年度より下水道事業会計が公営企業法の適用となり、繰り出し基準割合等の考え方に基づき算出した結果、公営企業債等に係る繰出金が減少したことによりまして前年度より22.9ポイント減のゼロ%となる見込みであります。

資金不足比率につきましては、水道事業会計と下水道事業会計の2つの企業会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減少が想定されることから、引き続きこれらの比率に注視しながら、財政運営を図ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は今後国や北海道との協議によりまして比率が変更となることもあるため暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましては昨年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましても10月上旬に暫定値の公表を、また確定値については11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書23ページをお開き願います。1、財政健全化判断比率、暫定値。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、5.5、00.00。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率、暫定値。単位はパーセントでございます。企業会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業会計、0.00、20.0。下水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第3号 令和6年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

---

#### ◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明日10日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、10日は休会することに決定いたしました。

明日10日につきましては決算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただき、決算特別委員会終了後に休憩を挟みまして常任委員会を開催していただくこととなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、11日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようよろしくお願ひいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれにて散会いたしますが、新しい消防車両のお披露目がございますので、役場庁舎前にご参集願いたいと思います。

大変ご苦労さまでした。

(散会 午前11時01分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 高橋成和

署名議員 吉川洋

署名議員 石田浩二

令 和 7 年

上砂川町議会第3回定例会会議録（第2日）

9月11日（木曜日）午前10時00分 開 議  
午前10時50分 閉 会

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員指名について  
第 2 一般質問  
第 3 議案第30号 上砂川町議會議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について  
第 4 議案第31号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について  
第 5 議案第32号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
第 6 議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について  
第 7 議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について  
第 8 議案第35号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について  
第 9 議案第36号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）  
第10 議案第37号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）  
※ 議案第30号～第37号は、質疑・討論・採決とする。  
第11 認定第 1 号 令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について  
第12 認定第 2 号 令和6年度上砂川町水道事業会計決算認定について  
第13 認定第 3 号 令和6年度上砂川町下水道事業会計決算認定について  
※ 決算特別委員会委員長報告  
※ 認定第1号～第3号は、報告に対する採決とする。（質疑・討論は省略とする。）  
第14 調査第 3 号 所管事務調査について  
第15 派遣第 2 号 議員派遣承認について  
(追加日程)  
第16 意見書案第3号 国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書

---

○議事録署名議員

7番 吉川 洋 1番 石田 浩二

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。  
理事者側につきましては、全員出席しております。  
定足数に達しておりますので、令和7年第3回上砂川町議会定例会は成立いたしました  
ので、会議を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、吉川副議長、1番、石田議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

### ◎一般質問

○議長（高橋成和） 日程第2、一般質問を行います。  
本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

---

### ◇ 笹木笑子議員

○議長（高橋成和） 3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。  
○3番（笹木笑子） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、上砂川町の求める子供の姿の明確化、子ども憲章の策定について質問いたします。

本町の教育行政の基本理念については、上砂川町総合計画を上位計画として整合性を図り、教育大綱に基づいた教育執行方針に記されています。私も末席ですが、認定こども園の保育、教育理念の検討、子ども・子育て支援事業計画、義務教育学校検討委員会、準備委員会の委員として携わらせていただいた中で、指標とされる総合計画などから町が目指す教育はうかがえますが、上砂川町としての求める子供の姿も具体的に示していく必要があると考えます。

上砂川町の教育理念にのっとり、コンセプトを明確にすることにより小中学校、こども園のそれぞれの発達段階を踏まえた一貫性のある教育理念、目標が明確になると考えます。本町が目指している小中一貫教育、幼小中連携において、幼児から9年間の学びを何につなげるのか、幼児期から9年間を見通した体系的な保育、教育計画、実践していくための土台になると考えます。

時代を超えて変わらない普遍的な、持続的な教育の恒常性維持からも町としてのコンセプトを子ども憲章などで明確にすることはいかがでしょうか。

地域と保護者と学校がコンセプトを共通理解、連携を図ることから、地域ぐるみで子供を育てる意識を醸成することでコミュニティースクールの推進、ふるさとに愛着を持ったふるさと教育にもつながると考えます。地域全体で子供を育てる理念を実現するためにも明確化が必要と考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（高橋成和）　ただいまの3番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実）　3番、笹木議員のご質問、上砂川町の求める子供の姿の明確化、子ども憲章の策定についてお答えいたします。

本町においては児童生徒数が年々減少している状況にありますが、次代を担う子供たちの育成とその基盤となる教育環境づくりを着実に進めるため、第8期上砂川町総合計画及び第4次上砂川町教育大綱の下、各種施策を取り組んでいるところでございます。

議員ご質問の子ども憲章の策定についてですが、現在本町の義務教育について、より子供たちへの教育指導や生活指導の一貫性を持たせるために9年間を通して同一校舎にて指導できる義務教育学校の設置について協議を進めており、その協議の中で学校を設置するに当たり将来の子供たちのあるべき姿や教育目標を定めていく予定となっていることから、これらを当面の教育の指針として位置づけていくことを考えております。

子ども憲章につきましては、中空知管内では本町を除く5市4町において制定しているところはなく、憲章の内容は子供の権利を確立し、その幸福を保障するためのものであることから、単純に教育委員会部局だけで策定できるものではなく、町、議員、学校、さらにP.T.Aなど町全体で考えていかなければならないものと思っております。

したがいまして、人工知能の発展などで社会が日々変わる中でもありますので、子ども憲章は制定せず、当面先ほど述べましたとおり義務教育学校設置計画における教育目標を指針として活用し、子供たちへの教育指導に努めてまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和）　ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子）　答弁の中で当面策定は考えていないと伺いました。今いろんな形で目指す子供の姿というのを意見交換しているところで、いま一つ町としてはどういう子供を求めているかという部分が見受けられないという印象がございます。その辺、町としての方針は今後も示されないということでおろしいでしょうか。

○議長（高橋成和）　ただいまの3番、笹木議員の再質問に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいまの笹木議員の再質問に対して答弁を申し上げます。

町としての方針っていいですか、目指す姿を示さないということは、今答弁の中で申し上げましたとおり指針という中で、検討していくことで答弁をさせていただいたつもりです。当然その中で、時代が変わる普遍的なと言いますけれども、やはり時代が大きく変わっていく中で今何を子供たちが目指す姿とするのか、その辺をしっかりと時代の流れも含めて検

討しなければいけない課題だと思っています。したがいまして、全く町の考え方を示さないということではなくて、あくまでも憲章ではないですけれども、指針という中で示していくたい。

そして、今現在も学校でそれぞれ教育目標というのは持っていると思います。これは、子ども憲章がなくても、指針がなくてもそれぞれ目標を持たせておりますので、その辺も含めてこの指針の中でどういう姿にするのかを示していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋成和）　ただいまの町長の答弁に対し、最後質問があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子）　ありません。

○議長（高橋成和）　ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◇ 小澤一文議員

○議長（高橋成和）　次、4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文）　通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、英語教育と中学校英語検定料助成事業に関して質問いたします。本町では、子供たちの確かな漢字力や英語力を身につけるため、小中学生各種検定料の助成があります。本施策は小学生は漢字検定、中学生は漢字検定と英語検定が対象で、小中学校漢字検定料助成事業と中学校英語検定料助成事業として子供たちを支援しています。

一方、本町は昨年3月に学校法人田中学園と教育による地方創生に関する包括連携協定を締結いたしました。田中学園との教育連携事業では、中央小学校に2名の教師の派遣を受け、一部教科担任制を導入し、小中一貫教育を推進しています。とりわけ小学校義務教育における英語教育の必修化、教科化に伴う語学力の向上の観点から、細やかな英語教育の指導、充実を図り、国際競争力に対応できる子供たちの育成を目指した教育環境の整備に取り組んでいるものと認識をしています。

そこで、中学校英語検定料助成事業に関してですが、子供たちの学習意欲を高め、英語力の基礎固めにつなげるため、英語検定の対象を中学生から小学校高学年にまで引き下げ、受験希望者に対し検定受験料の助成を行い、より充実した学びの環境を整備すべきものと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、緊急銃猟についてお伺いいたします。環境省によると昨年度熊に襲われ被害に遭った人は81人、そのうち3名の方が亡くなっています。また、本年7月12日に道南福島町で新聞配達員の男性が、また8月15日には知床の羅臼岳で登山客が熊に襲われ死亡する人身事故が起こりました。近年市街地などの人の生活圏内で熊に遭遇し、襲われる人が相次いでいます。これを受け、熊出没時の緊急対応を強化しようと市町村長の判断で銃器を使用して熊等を捕獲できる緊急銃猟制度が創設されました。この9月に施行された改正鳥獣保護管理法が定める緊急銃猟のガイドラインでは、緊急銃猟が認められる条件として熊が住居や広場といった人の日常生活圏に侵入している、または侵入するおそれがあるなど4つの条

件を明示しました。その上で市町村の役割を 1、現場でハンターの支援、2、緊急銃猟の判断、3、通行制限、4、住民の避難指示、5、記録映像の撮影、6、地権者との調整、7、広報、8、捕獲個体を処理し、原状回復と作業工程を明記しました。加えて、市町村に対し対応マニュアル作成や人員の確保、また研修の実施等、平時からの準備を推奨しています。とにかく現場で混乱しないことが重要です。本町では幸いにも熊による人身事故はありませんが、多くの目撃情報が寄せられ、決して安心できる状況にはありません。そこで、本町では緊急銃猟の実施が必要になった場合に猟友会や警察との緊急的な連携を含め、迅速かつ円滑に対応できる体制が整備されているのか、現状と課題についてお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの 4 番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。初めに、齊藤教育次長。

○教育次長（齊藤修実） 4 番、小澤議員 1 件のご質問、英語教育と中学校英語検定料助成事業についてお答えいたします。

初めに、各種検定助成事業につきましては、町から小中学校に対し子供たちの学力向上に資する事業要望を実施したところ、小学校から漢字検定の実施要望があり、その後も学力向上を目的とする小中学校で実施するソフト事業への助成として、小学校においては民間塾による夏休み合宿ゼミ、中学校においては各種検定料への助成を実施してまいりました。また、中学校において各種検定については小学校の漢字検定の継続性に鑑み、全学年の漢字検定料への助成と変更し、令和 3 年度より 1 学年分ずつ英語検定料の助成を実施し、現在では漢字検定と併せて全学年分の英語検定料の助成を実施しているところであります。昨年度の実績は、31名が 2 級から 5 級までを受験し、4 級 7 名、5 級 11 名が合格しております。

小学校の外国語の授業については、令和 2 年度より小学 5、6 年生において正式教科となったところであり、教育委員会としては ALT を活用し、英語授業を展開するとともに、令和 6 年度からは田中学園より英語担当の教員を派遣してもらい指導を進めております。

英語検定の対象を小学高学年まで引き下げはどうかとの議員のご質問ですが、現在小学 6 年生を対象に北海道教育委員会と日本英語検定協会が連携し、子供たちがどのくらい英語ができるようになったのかを調べる英検 E S G を令和 4 年度から受験させており、結果につきましては本人、学校はもちろん学校だよりにて周知しているところでございます。

したがいまして、現時点では学校からも保護者からも特段要望はございません。また、10 月より英語指導をしていただける地域おこし協力隊も子供たちの指導に加わることから当面は対応しないことといたしますが、今後子供たちから英検にチャレンジしたいとの声が出て、小学校から要望がございましたら改めて検討させていただきたいと考えておりますことを申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 次に、内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、4 番、小澤議員の 2 件目のご質問、緊急銃猟についてお答えいたします。

初めに、今年度の熊の目撃情報につきましては、フンの確認が4件、個体の目撃が13件で、駆除件数につきましてはゼロとなっており、昨年度と比較してもほぼ同件数で、令和5年度と比較しまして半減しております。

現在住民等からの熊の目撃情報が寄せられた際は、警察、猟友会、学校等へ連絡し、警察、猟友会と共に現地確認を行い、注意喚起やパトロールを行っております。

今までの鳥獣保護管理法では、住居集合地域等における銃猟、建物、乗り物、飼養動物に向かってする銃猟、そして夜間の銃猟を禁止しており、危険が生じている場合は警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難による応急的に銃猟を実施できることとされておりました。

近年熊が人の日常生活圏へ出没や熊による人身被害が増加していることから、令和7年4月に鳥獣保護管理法の一部見直しにより緊急銃猟制度が9月1日に施行され、市町村の判断で市街地での銃器の使用による捕獲ができるよう改正されました。

緊急銃猟制度が施行されることに伴い、過日猟友会砂川支部上砂川部会との意見交換等を行い、猟友会からは今まで同様熊の目撃情報による対応は引き続き行うこと、そして緊急銃猟の捕獲者とそれをサポートする者について猟友会が担っていただけることなどを確認し、緊急銃猟への体制を整えたところであります。

緊急銃猟が実施できる条件につきましては、議員ご指摘のとおり、1、熊が人の日常生活圏に侵入し、2、熊による人の生命や身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で、3、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に熊の捕獲をすることが困難であり、4、避難等によって地域住民に弾丸が到達するおそれがない場合に実施できると4つの条件が示されております。

緊急銃猟は、現場に責任者を置き、猟友会や警察と連携し、情報共有して通行規制や住民への周知、住民避難などの安全を確保するとともに発砲に使用する銃器や弾丸の種類、射線及び弾丸を遮る安土であるバックストップの確認を行った上で責任者が捕獲者の猟友会に発砲を依頼し、熊を駆除するという流れとなっております。

しかし、本町の地形を見ますと南側と北側に山があり、その山あいに沿って集落が形成されており、日常生活区域とそれ以外の区域が近いことから銃器を使用できるような安全なスペースがないに等しく、跳弾のリスクが低減するためバックストップと弾劾が衝突する角度を可能な限り90度に近づけなければならず、また高齢者も多いため住民が避難する時間も十分に必要で、緊急銃猟の実施判断について時間を要するなどの課題もあります。

また、法律の施行を受け、北海道猟友会においては市町村から発砲要請があった場合でも、万が一人身被害などが生じた場合刑事責任を問われかねず、またハンター自身がけがをしたときの補償などの仕組みがないため、現場の状況を踏まえてハンターが銃猟を中止できるという通知を各支部に出したと報道がなされましたので、発砲駆除に至らないことも想定されるところであります。

鳥獣保護管理法の改正に伴い、7月に環境省主催の市町村説明会に参加し、改正内容の説

明を受け、万が一のための備えとして環境省から示されました緊急銃猟ガイドラインに遵守し、現在対応マニュアルの作成を進めておりますが、作成するに当たって市町村、猟友会、警察などの責務を明確化した上で今月以降に北海道主催の緊急銃猟研修会や事例共有会などの研修会等に参加し、情報収集に努め、猟友会の意見を拝聴し、作成していきたいと考えております。

このような状況下でありますが、住民の命を守ることを最優先にラインやホームページによる目撃情報の周知、のぼり設置による注意喚起、出没しそうな場所の草刈り、そして野生動物撃退装置の設置を行い、熊を日常生活圏に入らせない、熊に出会わない対策を行うとともに、熊が一定の場所に頻繁に出没する場合には箱わなを設置するなどして、本町ができる熊対策を引き続き行っていくことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） 答弁ありがとうございました。

英語教育に関して再質問させていただきたいと思います。いずれにしても、子供たちが楽しく、目標を持って英語教育を受けられるようにしっかりと対応していただきたいと思いますが、この中学校英語検定料助成事業の目的にグローバル社会に対応できる確かな英語力を身につけるためとあります。しかし、外国人が少ない本町では子供たちが日常生活の中で英語を使う場面がほとんどなく、せっかく学んだ英語を表現することや発表する機会に恵まれていないということがありまして、なかなかコミュニケーション能力を育てる機会がない現状であります。こうした状況は日本の英語教育の1つの課題と言われているようですが、この問題を解決に向けた取組をしていかないと、中学校英語検定料助成事業の目的にあるグローバル社会に対応できる確かな英語力を身につけることが難しいのではないかと思いますが、この課題解決に向けた取組についてどのような所見をお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の再質問に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 質問ありがとうございます。

英語教育につきましては、今田中学園から英語教諭の方に来ていただいています。田中学園は世界に羽ばたく子供たちをつくりましょうという方針で授業展開しておりますので、その辺を参考に今後英語授業を展開していきたいなとは考えております。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいまの小澤議員の再質問に対する教育長の立場での今の答弁で、恐らく小澤議員は町としてどう考えるのだと思いますので、その部分については私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

確かに上砂川町で英語を使う機会というのは非常に少ないと思います。ただ、この近年人手不足の関係もあって外国人の住民登録者が三十数名上砂川町におります。そういう方々、

特に東南アジア系の方が多いのですが、まずそこの方々とのコミュニケーションをどのように図っていくのか、その英語を使う機会の場にもなるのかな。それと、ご承知のとおり今月ベトナムの国籍の協力隊の採用を行いました。現在札幌市において今研修をしておりますが、早ければ今月下旬、遅くとも10月から学校、もしくはこども園での英語の授業をやるわけではありませんが、英語の関係を担当していただけると聞いております。

また、その協力隊の目標の中でまずはベトナムとの交流という部分も彼女の目標といいますか、そこに入っていますので、現在北海道にベトナム国籍の外国人登録が1万3,000人いると言われております。その中で、まずはそういう地域性のある部分からでもコミュニケーションが取れる場というのを何か模索できないかなと。子供たちだけではなくて我々も、もしかしたらこの中に英語が堪能な方がいらっしゃるかもしれません、なかなか英語を使うという場面がなくて、使わないでいるとどうしても忘れてしまうこともありますので、そういう機会等もどこかの段階でできればなと思っています。いずれにしても、新しい協力隊が上砂川町で勤務してから、また彼女の考え方等も踏まえた上で引き続き検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋成和） ただいまの教育長と町長の答弁に対し、再度質問があれば許可いたします。

○4番（小澤一文） 終わります。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

◎議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号  
議案第35号 議案第36号 議案第37号

○議長（高橋成和） 日程第3、議案第30号から日程第10、議案第37号までにつきましては既に提案理由並びに内容の説明が終了しておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第30号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 上砂川町議会議員及び上砂川町長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第31号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第32号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 上砂川町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について議題いたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第8、議案第35号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第36号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 令和7年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第10、議案第37号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号 令和7年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

◎認定第 1号 認定第 2号 認定第 3号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、認定第1号 令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第12、認定第2号 令和6年度上砂川町水道事業会計決算認定について、日程第13、認定第3号 令和6年度上砂川町下水道事業会計決算認定について議題といたします。

本件につきましては、決算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際3件を一括して決算特別委員会委員長より報告を求め、その後それぞれ採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、笹木決算特別委員会委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○決算特別委員長（笹木笑子） それでは、決算特別委員会の審査報告をいたします。

本決算特別委員会に付託されました案件について審査の結果、報告書どおり結論を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議件は、認定第1号 令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計（国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計）決算認定についてと認定第2号 令和6年度上砂川町水道事業会計決算認定及び認定第3号 令和6年度上砂川町下水道事業会計決算認定についてであります。

審査の経過は、令和7年9月9日の第3回上砂川町議会定例会において付託になりました全議件について、9月10日に本特別委員会を開催し、地方自治法の規定に基づき提出された決算書並びに関係書類により所管課長等から説明を聴取し、慎重に審査を行いました。

審査の結果は、認定第1号、令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計決算と認定第2号、令和6年度上砂川町水道事業会計決算並びに認定第3号、令和6年度上砂川町下水道事業会計決算は、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高橋成和） ただいま決算特別委員会委員長より、認定第1号から認定第3号につきましてそれぞれお手元に配付しておりますように報告書をもって報告がございました。

本件につきましては全員により審議されておりますので、質疑、討論を省略し、採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。認定第1号に対する委員長の報告は認定すべきものとなっております。委員長の報告のとおり、認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和6年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定については、委員長報告のとおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第2号に対する委員長の報告は認定すべきものとなっております。委員長の報告どおり、認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 令和6年度上砂川町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり原案を認定することに決定いたしました。

次、認定第3号に対する委員長の報告は認定すべきものとなっております。委員長の報告どおり、認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 令和6年度上砂川町下水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり原案を認定することに決定いたしました。

---

### ◎調査第3号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条及び第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査について申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

---

### ◎派遣第2号

○議長（高橋成和） 日程第15、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

---

### ◎追加日程について

○議長（高橋成和） ただいま議長の手元に意見書案1件が所定の手続を経て提出されてお

りますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

### ◎意見書案第3号

○議長（高橋成和） 日程第16、意見書案第3号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について議題といたします。

7番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川 洋） 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和7年9月11日

上砂川町議会議長 高橋成和様

提出議員 吉川 洋

賛成議員 伊藤 充章

笹木 笑子

### 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な土地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の食料供給力を有する農林水産業、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靭

化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

1. 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
2. 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。
3. 人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を促進すること。
4. 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
5. 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
6. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。
7. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅や下水道など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
8. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。
9. 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。
10. 堤防整備、ダム建設・再生、湾岸整備などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年9月11日

上砂川町議会議長 高橋成和

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、

国土強靭化担当大臣。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 國土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和7年第3回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時50分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 高橋成和

署名議員 吉川洋

署名議員 石田浩二